

当社（個人事業主の場合を含みます。以下、同様とします）は、株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」といいます）が提供する「Net アンサー for Biz」（以下「本サービス」といいます）を利用するにあたり、下記の「Net アンサー for Biz 利用規約」（以下「本規約」といいます）及び「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」に定める各条項に同意し、必要事項を届出のうえ、セゾンに本サービスの利用を申し込むものとします。なお、当社は、本規約第2条第1項に定める担当者が本サービスの利用の申込み及び本サービスの利用にあたり、必要な権限を付与していることをセゾンに表明し、保証します。

Net アンサー for Biz 利用規約

第1条（目的）

この規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」といいます）との間で、以下の契約（以下「本サービス対象契約」といいます）を締結し、当該契約に係るサービスを利用している者（以下「利用者」といいます）に対し、セゾンが送付している書面等について、利用者が Web で当該書面等を参照できるサービス（以下、「本サービス」といい、詳細については、第4条に定めるものとします）を利用する場合の利用条件及び権利義務関係等を定めるものです。

- (1) UC法人カードに係る契約（以下「UC法人カード契約」といいます）
- (2) セゾンカード加盟店規約又はセゾンカード通信販売加盟店規約（その名称を問わず、セゾンが発行するカードが店舗等で利用された場合に、当該店舗等に対し、当該カードの保有者に代わって、セゾンが代金を立替払いすることを約する契約のことをいい、以下、「加盟店契約」といいます）
- (3) ファイナンスリースに係る契約（以下「リース契約」といいます）
- (4) オペレーティングリースに係る契約（以下「レンタル契約」といいます）
- (5) ビジネスクレジットに係る契約（以下「ビジネスクレジット契約」といいます）
- (6) セゾン・アメリカン・エクスプレス・ビジネス プロ パーチェシング・カード／セゾンゴールド・ビジネス プロ・カード／セゾンプラチナ・ビジネス プロ・アメリカン・エクスプレス・カードに係る契約（以下「セゾンビジネスプロカード契約」といいます）

第2条（担当者の選任、代理権の付与等）

1. 利用者は、本サービスの利用を希望する場合、利用者の役職員から本サービスを利用する者（以下「担当者」といいます）を選任するものとし、利用者は担当者に対し、本規約の締結及び本サービスの利用に係る一切の権限を付与するものとします。また、

利用者は、セゾンに対し、担当者に対して、当該権限を付与していることを表明し、保証します。

2. セゾンは、前項に関して、利用者に対し、担当者への当該権限の付与について確認する義務を負わず、担当者が行った行為については、利用者又は次条に基づき本サービス利用者が行った行為と見なし、利用者又は本サービス利用者は担当者の行為について一切の責任を負うものとします。

第3条（本サービスの申込み、契約の成立等）

1. 担当者は、本規約に定める各条項に同意のうえ、必要事項をセゾンに届け出るものとします。なお、届出事項に、利用者の代表者等の個人情報が含まれる場合、担当者は該当者から事前にセゾンに個人情報を提供することについて同意を得て、セゾンに届け出るものとします。
2. セゾンは、担当者からの申込みを受け、セゾン所定の審査のうえ、セゾンが当該申込みを承諾した時に、利用者とセゾンとの間に本サービスの利用契約（以下「本利用契約」といいます）が成立するものとします（なお、本利用契約を締結した利用者を「本サービス利用者」といいます）。
3. 前項に基づき本利用契約が成立した場合、セゾンは、担当者に対して、第1項で届け出た連絡先に、本サービスの利用開始に関する通知を行うものとします。
4. 第2項に基づくセゾンの審査の結果、セゾンが利用者の本サービスの利用を認めない判断をした場合、セゾンは担当者に対して、本サービスの利用を拒絶する旨の通知を行うものとしますが、当該拒絶の理由については、開示しないものとします。

第4条（本サービス）

1. 本サービスの内容は、以下のとおりとします。
 - (1) 本サービス対象契約毎に、セゾンが本サービス利用者に対して送付する以下の書面等（その名称を問わず、以下「明細書」といいます）に記載された情報を、インターネットを利用して照会できる機能
 - ①UC法人カード契約の場合
 - ・UC法人カードご利用明細書
 - ②加盟店契約の場合
 - ・お支払計算書
 - ③リース契約・レンタル契約・ビジネスクレジット契約の場合
 - ・ご請求書兼明細書
 - ④セゾンビジネスプロカード契約の場合
 - ・セゾンビジネスプロカードご利用明細書
 - (2) インターネットを利用して、明細書に記載された情報をダウンロードできる機

能

(3) 前二号の他、セゾンが本サービスに係るウェブサイト（以下「本ウェブサイト」といいます）で案内した機能

2. 前項第1号の照会及び前項第2号のダウンロードができる明細書は、各明細書に定める以下の期間に発行された明細書となります。

(1) UC 法人カード契約の場合

- ・ UC 法人カードご利用明細書 最新の明細書が発行された月を含む14ヵ月
※但し、2019年11月5日以降に発行されたものに限るものとします。

(2) 加盟店契約の場合

- ・ お支払計算書 最新の明細書が発行された月を含む15ヵ月
※但し、2020年6月20日締め以降に発行されたものに限るものとします。

(3) リース契約・レンタル契約・ビジネスクレジット契約の場合

- ・ ご請求書兼明細書 契約月の翌月に発行されたもの
※取引状況等により表示されない場合があります。

(4) セゾンビジネスプロカード契約の場合

- ・ セゾンビジネスプロカードご利用明細書 最新の明細書が発行された月を含む15ヵ月

3. セゾンは、本サービス利用者について、明細書毎に、紙による発行及び郵送を停止することができるものとします。なお、セゾンビジネスプロカードご利用明細書は、紙による発行及び郵送は行わないものとし、また、その他の明細書については、紙による発行及び郵送を停止する場合、あらかじめ、本ウェブサイト又は本サービス対象契約にかかる案内・説明を行うウェブサイトにおいて公表又は担当者に対して通知するものとします。

4. 本サービス利用者が、UC 法人カードご利用明細書について本サービスを利用する場合でも、本サービスは、UC 法人カード会員規約に基づく通知について、当該通知を代替するものではないものとします。本サービス利用後であっても、UC 法人カード会員規約第7条第3項に基づく通知については、引き続き、ご利用明細書による通知を行うものとします。

第5条 (ID等の管理)

1. 担当者は、本サービスを利用する場合、本サービスの申込みの際（その後、変更された場合を含む）に担当者が設定又は当社が設定の上担当者へ通知したID・パスワード（以下「ID等」といいます）を利用して、本サービスを利用するものとします。
2. 担当者は、ID等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、担当者以外の第三者にID等を開示又は利用させてはならないものとします。
3. ID等を利用してなされた行為については、担当者自身の行為であるか否かを問わず、

本サービス利用者自身の行為とみなすものとし、本サービス利用者が責任を負うもの
とします。但し、セゾンの責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りではありま
せん。

4. 本サービス利用者又は担当者は、ID 等の流出又は流出のおそれがあると判断した場合、
セゾンに直ちに連絡するものとし、セゾンの指示がある場合、これに従うものとしま
す。

第6条 (利用環境等)

1. 本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり必要となる機器及び利用環境（以
下「利用環境等」といいます）については、本サービス利用者の責任と費用負担で準
備するものとし、また、本サービス利用者の責任と費用負担において利用環境を
維持するものとし、
2. セゾンは、利用環境等については、適宜変更することができるものとし、変更する場
合、あらかじめ担当者に通知又は本ウェブサイトに掲載するものとし、本サービ
ス利用者は、自己の責任と費用負担で、利用環境の変更に対応するものとし、

第7条 (禁止行為)

本サービス利用者及び担当者は、本サービスの利用に関して、以下に規定するいずれ
の行為も行ってはならないものとし、

- (1) 第三者に本サービスを利用させること、又は ID 等を使用させること
- (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく
こと
- (3) 通常の利用を超えて、セゾンのシステム若しくはネットワーク又はそれらに接続
されるシステム若しくはネットワークに過度な負担をかけ、若しくはそれを助長
すること、その他、セゾンの業務運営又は本サービスの提供を妨害し、又はそれ
らに支障をきたすこと
- (4) セゾン又は第三者に不利益を与え又はこれらの営業を妨害すること
- (5) セゾン又は第三者が有する知的財産権を含む権利を侵害する行為又はそれらのお
それのある行為をすること
- (6) 上記各号の他、本サービスに関連する法令等又は公序良俗に反する行為若しくは
それらのおそれがある行為をすること
- (7) その他、本サービスの運営においてセゾンが不相当と合理的に判断し、かつ、セ
ゾンが禁止する旨を、本ウェブサイト公表又は担当者に通知した行為をすること

第8条 (サービス内容の変更・廃止)

セゾンは、本サービス内容の全部又は一部を変更又は廃止することができるものとします。なお、本サービス内容を変更又は廃止する場合、セゾンは、あらかじめ、本ウェブサイトにおいて変更等の内容を公表又は担当者に通知するものとします。

第9条（本サービスの一時停止）

1. セゾンは、本サービスの運営に必要なシステム及び設備を維持するため、システム及び設備の全部又は一部を、一時的に停止して、保守点検することができるものとします。
2. 前項に基づきシステム及び設備を一時的に停止する場合、あらかじめ、本ウェブサイトに公表又は担当者に通知するものとします。但し、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 前二項に基づき本サービスの全部又は一部の一時停止により、本サービス利用者に損害が発生したとしても、セゾンは責任を負わないものとします。

第10条（変更事項の届出、通知等）

1. 本サービス利用者は、本サービスの利用に関し、セゾンに登録した事項に変更が生じた場合、担当者を通じて、直ちに、セゾンが定める方法で、変更事項を届出るものとします。なお、変更事項に本サービス利用者の代表者等の個人情報が含まれる場合、担当者は、該当者から事前にセゾンに個人情報を提供することについて同意を得て、セゾンに届け出るものとします。
2. 本利用契約において、セゾンから担当者に対する通知は、本サービス利用者に対する通知とみなすものとします。また、担当者からセゾンに対する通知については、本サービス利用者からセゾンに対する通知とみなすものとします。
3. 本サービス利用者が、第1項の変更届を怠ったためにセゾンからの通知又は連絡が受領できない場合、通常到達すべきであったときに受領したものとみなすものとします。また、セゾンは、本サービス利用者が当該変更届を怠ったため、本サービスを利用できないこと、及びセゾンの通知又は連絡が届かないことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
4. 本サービス利用者は、担当者を変更する場合、再度、本サービスの申込みを行うものとします。また、かかる場合、本サービス利用者は、速やかに、第2条第1項で定めた担当者による本サービスの利用停止及び本利用契約の解約についてセゾンに届け出るものとします。なお、本サービス利用者が、セゾンに当該届け出を出さないことにより本サービス利用者が生じた損害等について、セゾンは一切の責任を負わないものとします。

第11条（契約の期間等）

1. 本利用契約は、本利用契約成立後、本サービス利用者が締結するサービス対象契約の全てが終了まで適用されるものとします。但し、本サービス利用者が締結する本サービス対象契約の一部が終了した場合、当該本サービス対象契約に適用があった範囲に限り、本利用契約も当然に終了するものとします。
2. 本サービス利用者は、本利用契約を解約する場合、担当者を通じて、本サービス所定の画面より、セゾンに解約を届け出るものとします。但し、本サービス利用者が担当者を通じて解約を行うことができない場合、解約を希望する3ヵ月前までに、書面で、セゾンに解約を届け出るものとします。
3. 前二項の定めにかかわらず、セゾンビジネスプロカード契約に基づく本サービス利用者は、セゾンビジネスプロカード契約が終了するまでの間、本サービスの解約をしてはならないものとし、また、セゾンビジネスプロカード契約終了後15ヵ月間に限り第4条第1項(1)(2)に定めるサービスを利用できるものとします。
4. セゾンが、本利用契約を解約する場合、解約を希望する3ヵ月前までに、本サービス利用者又は担当者に書面又はメールにて通知するものとします。
5. 前三項の規定にかかわらず、第2条第1項で定めた担当者が、本サービス利用に必要な権限を喪失したことが判明した時は、セゾンは、何らの催告又は通知を要することなく、本利用契約は、当然に終了するものとします。

第12条 (本サービスの終了)

セゾンは、やむを得ない場合を除き、本サービスを終了する場合、あらかじめ、本ウェブサイトにおいて告知する方法又は本サービス利用者若しくは担当者に書面又はメールにて通知するものとします。

第13条 (解除)

1. セゾンは、本サービス利用者又は担当者が以下の条項のいずれかに該当した場合、前条の規定に関わらず、何らの催告を要することなく、直ちに本利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本利用契約に違反した場合 (第2条第1項の表明保証違反を含む)
 - (2) セゾンへの届出事項に虚偽が含まれていることが判明した場合
 - (3) 本サービス対象契約の全部又は一部が解除された場合
 - (4) 本サービス利用者による本サービスの利用が適当でないとセゾンが合理的に判断した場合
2. 前項に基づく解除によってセゾンに損害が生じた場合、本サービス利用者は、当該損害を賠償する責めを負うものとします。

第14条 (免責)

セゾンは、その合理的な支配の及ばない状況に起因する不履行又は履行遅延について一切の責任を負わないものとします。なお、合理的な支配の及ばない状況には、天災、政府機関の行為若しくは命令、火災、洪水、台風、高潮、地震、パンデミック、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命、暴動、ストライキ若しくはロックアウト、又は実質的にこれらと同視しうるものを含みますが、これらに限られないものとします。

第15条（損害賠償）

セゾンは、本サービスの利用に関連して、本サービス利用者又は担当者に損害を与えた場合、セゾンの故意又は重大な過失に基づく場合を除き、当該損害について賠償する責めを負わないものとします。

第16条（本規約の変更）

1. セゾンは、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期をセゾンの本ウェブサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本サービス利用者へ周知又は担当者に通知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、セゾンは、定められた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ本ウェブサイトへの掲載等を行うものとします。
 - (1) 変更の内容が本サービス利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 変更の内容が本利用契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
2. セゾンは、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をセゾンの本ウェブサイトにおいて告知する方法又は担当者に通知する方法その他セゾン所定の方法により担当者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、本サービス利用者は、当該周知の後に担当者が本利用契約に係る取引をすることにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第17条（譲渡等の禁止）

本サービス利用者及び担当者は、セゾンの事前の書面による承諾なく、利用契約の地位及び利用契約の地位に基づく権利又は義務の全部又は一部について、第三者に譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。

第18条（規定外事項）

本利用契約に定めがない事項については、本サービス利用者が締結する本サービス対

象契約の定めに従うものとし、本サービスに関して、本利用契約と本サービス対象契約の定めが矛盾又は抵触する場合、本利用契約が優先的に適用されるものとします。

以上

附則

2020年6月30日制定

2020年12月16日改定

2021年5月11日改定

個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

第1条（個人情報の収集・保有・利用）

利用者（Net アンサー for Biz 利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき本利用契約を締結した後の「本サービス利用者」を含みます。以下、同様とします）、利用者の代表者及び担当者（以下、総称して「利用者ら」といいます）は、株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」といいます）が提供する「Net アンサー for Biz」（以下「本サービス」といいます）の申込みの際に、セゾンに届け出た氏名、電話番号、メールアドレス等の個人情報及び以下に規定する事項（以下、総称して「個人情報」といいます）について、本サービスの提供及びサポートのため、セゾン所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、本同意条項で使用している用語の定義については、本同意条項で別途定めがある場合を除き、利用規約の定めに従うものとします。

- (1) 本サービス対象契約に基づきセゾンに届け出ている情報
- (2) 利用者らからの問い合わせ等によりセゾンが知り得た情報（映像・通話情報を含む）
- (3) 官報や電話帳等一般に公開されている情報

第2条（第1条以外での個人情報の利用）

1. 利用者らは、前項に定める利用目的のほか、セゾンが以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。
 - (1) セゾンの事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内
 - (2) セゾン以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内

- (3) セゾンの事業における市場調査、新規商品・サービスの開発
2. 利用者らは、前項第1号及び第2号の利用について、中止の申出ができます。但し、本サービス対象契約に基づきセゾンが送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除くものとします。

第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 利用者らは、セゾンに対して、自己に関する個人情報の開示請求を求める場合、後記【問い合わせ・相談窓口等】にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細について回答いたします。
2. 万一、セゾンが保有する利用者らの個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合、セゾンは、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第4条（本同意条項に不同意の場合）

セゾンは、利用者らが本サービスの申込みに必要な事項を届け出ない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、本サービスの申込みをお断りしたり、本サービスの利用を終了させたりすることがあります。但し、第2条第1項第1号及び第2号に同意しないことを理由に、本利用契約、本サービス対象契約、その他のセゾンとの取引に関する申込みを断ったり、取引を終了させたりすることはありません。

第5条（契約不成立時及び終了後の個人情報の利用）

本利用契約が不成立の場合又は本サービスが終了した場合であっても、本同意条項に基づきセゾンが取得した利用者らの個人情報は、開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。

第6条（条項の変更）

本同意条項はセゾン所定の手続きにより変更することができます。

■個人情報保護管理者

セゾンでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者（コンプライアンス担当役員）を設置しております。

【個人情報に関わる問い合わせ・相談窓口等】

[お問い合わせフォーム](#)または以下のメールアドレスからお願いいたします。

お問い合わせ用メールアドレス：naforbiz@mail.saisoncard.co.jp

附則

2020年6月30日制定

2021年5月11日改定

A1-3